

JR貨物労組
安全確立闘争本部

汽(きてき)笛
安全確立闘争本部ニュース

No. 2
2011年11月8日

「鉄道事故等報告手続（規程）の見直し」に 対する団体交渉を申し入れる！（10月31日）

日本貨物鉄道株式会社
代表取締役社長 小林正明 殿

JR貨物労組申第6号
2011年10月31日

日本貨物鉄道労働組合
中央執行委員長 伊藤憲治

「鉄道事故等報告手続（規程）の見直し」に対する申し入れ

JR貨物は、「安全の確立」が鉄道事業者の最大の使命であるとの認識のもと、鉄道事業の継続・発展のため「安全最優先の企業風土」の醸成を中期経営計画および事業計画等で謳っている。その一環として現在、従来の輸送影響、物の損害を中心とした考えた方から、人命にかかわる事象（安全上のリスク）を重視する考え方に移行を中心とする「鉄道事故等報告手続（規程）」の見直し（試運用）を行っている。この間、定例安全分科会をはじめ、昨年度の労使「安全委員会」や「解明要求」に基づく労使協議を行ってきたが、来年からの本運用にあたって下記の内容で申し入れを行うので、誠意ある回答を示されたい。

記

1. 事故の再発防止は「事象の正しい報告」としていることから、係員の取り扱いに起因して生じた全ての事象は、すべて「非懲罰」とされたい。
2. 事象区分の判断は、安全推進本部長が決定するとしているが、現場（または支社）の判断を第一に尊重されたい。
3. 従来の輸送影響、物の損害を中心とした考え方を見直すことから、「A」「B」「C」の分類を削除されたい。
4. 「事象の正しい報告」は、「簡易報告書」のみとされたい。また、「簡易報告書」に基づく事情聴取は労働時間とし、概ね2時間以内とされたい。あわせて必要な要員措置を講じられたい。
5. 「鉄道事故等報告手続（規程）」の見直しの目的（＝原因究明型安全確立）を明確に文章化されたい。
6. 「鉄道事故等報告手続（規程）」の見直しは、労使の合意が図られた上で「本運用」とされたい。

以 上

**中央本部は、安全を最優先する職場風土の
確立に向け奮闘します。職場闘争の強化を要請します。**